

2026年4月23日

東京地方裁判所民事第31部甲合議A係 御中

原告 相嶋■■■■ほか2名

被告 国

原告ら訴訟代理人

弁護士 高 野 隆 同 谷 口 太 規

同 井 桁 大 介 同 趙 誠 峰

同 吉 田 京 子 同 城 使 洸 司

同 南 里 俊 毅 同 戸 田 善 恭

同 拝 地 旦 展 同 矢 内 太 道

証拠説明書 (1)

甲号証の証拠説明は次のとおりである。

【甲 A 刑事裁判所の記録】

号証	標目（原本・写しの別）	作成年月日		作成者
	立証趣旨			
甲A1	報告書(1)（公訴提起及び公訴棄却の経過）	写し	2026. 4. 6	弁護士井桁大介
	静夫氏は、大川原社及び同社の代表取締役らとともに外為法違反及び関税法違反で起訴されたが、刑事裁判は公判審理の始まる前に公訴棄却決定によって終結したこと。			
甲A2	報告書(2)（公判前整理手続に関する記録）	写し	2026. 4. 6	弁護士井桁大介
	東京地方裁判所での公判前整理手続では、検察官及び弁護人の主張の整理と証拠の整理がされ、あわせて検察官による証拠の開示も行われたこと。			
甲A3	報告書(3)（身柄に関する記録）	写し	2026. 4. 6	弁護士井桁大介
	身体拘束の経過。静夫は、逮捕後、勾留の執行停止を除いて、身柄拘束が解かれることはなかったこと。			

【甲 B 弁護人の手持ち証拠】

号証	標目（原本・写しの別）	作成年月日		作成者
	立証趣旨			
甲B1	静夫氏から大川原氏、島田氏へのメール	写し	2019. 1. 25	相嶋静夫
	静夫氏は、２０１９年（平成３１年）１月頃、公安部の取調べにおいて、捜査機関が解釈している「殺菌」の定義は、ＡＧハンドブックに定義されていることを指摘していること。			
甲B2	静夫氏から大川原氏、島田氏へのメール	写し	2019. 1. 16	相嶋静夫
	静夫氏は、２０１９年（平成３１年）１月頃、公安部の取調べにおいて、捜査機関解釈はＡＧの制定経緯に整合しない旨供述したこと。			
甲B3	報告書(4)（大川原社による温度測定実験等の経過）	写し	2026. 4. 6	弁護士坪地旦展
	大川原社が第1逮捕直後に実施した実証実験の推移及び結果。本件各噴霧乾燥器において、熱風入口温度を高温（240～250℃）に設定して長時間稼働させた場合であっても、乾燥室測定口やサイクロン部等の構造上温度が上昇しない箇所が存在すること、並びに当該低温箇所に粉体が堆積することから、本件各機器が本件要件への殺菌性能を具備していないという事実。			
甲B4	温度測定結果報告書	写し	2020. 10. 19	大川原化工機株式会社エンジニアリング部 ■■■■■
	本件各噴霧乾燥器の「乾燥室測定口」が最も温度の上がない箇所であり、当該箇所の最高温度は、空焚き状態でも、本件噴霧乾燥器１につき53. 0℃であり、捜査機関解釈に従っても「殺菌」できないことを示す温度測定結果報告書の存在及び内容。			
甲B5	温度測定結果報告書	写し	2020. 10. 19	大川原化工機株式会社エンジニアリング部 ■■■■■

	本件各噴霧乾燥器の「乾燥室測定口」が最も温度の上がない箇所であり、当該箇所の最高温度は、空焚き状態でも、本件噴霧乾燥器2につき59.2℃であり、捜査機関解釈に従っても「殺菌」できないことを示す温度測定結果報告書の存在及び内容。			
甲B6	静夫氏から大川原氏、島田氏へのメール	写し	2019. 1. 28	相嶋静夫
	静夫氏は、2019年（平成31年）1月28日、供述調書は作成されなかったものの、公安部の取調べにおいて、マンホール、覗き窓、温度計座、差圧計座及び導圧管等、極端に温度の低い箇所があるため、完全な殺菌はできない旨を具体的に供述していたこと。			

【甲 C 捜査記録】

号証	標目（原本・写しの別）	作成年月日		作成者
	立証趣旨			
甲C1	報告書(5)（証拠一覧表について）	写し	2026. 4. 6	弁護士矢内太道
	検察官は証拠一覧表記載の各証拠を所持していたこと。			
甲C2	コントロールリスト（デュアルユース生物化学装置及び関連技術・ソフトウェア）	写し	2020. 2. 28	オーストラリアグループ
	コントロールリストのテクニカルノートには、「消毒Disinfected」とは、殺菌効果のある化学薬品を使用することにより、機器内の潜在的な微生物の感染力を破壊することを意味すると定義されていること。			
甲C3	輸出管理品目ガイダンス生物兵器製造関連資機材第6版（抜粋）	写し	2013. 12	一般財団法人安全保障貿易情報センター（システック）
	『輸出管理品目ガイダンス』において、噴霧乾燥器を含む輸出規制対象物に全般的に共通する仕様は、「研究や製造・保存過程において病原性微生物、ウイルス、毒の感染を防止するための洩れ・拡散を防止対策された機構・構造を具備していること」とであると説明されていること。『輸出管理品目ガイダンス』は、静夫氏の身体拘束に関する裁判において、検察官から一件記録として裁判官に提供されていたこと。			
甲C4	■■■■の検察官供述調書	写し	2020. 6. 2	小林隆一（検察官）
	■■■■氏は、検察官の取調べにおいて、本件各噴霧乾燥器には殺菌できるほど温度が上がらない箇所があることを指摘していたこと。同供述調書は、静夫氏の身体拘束に関する裁判において、検察官から一件記録として裁判官に提供されていたこと。			
甲 C5	■■■■の検察官供述調書	写し	2020. 6. 3	二瓶祐司（検察官）
	大川原社のエンジニアリング部の責任者代理である■■■■氏は、検			

	察官の取調べにおいて、噴霧乾燥器内部にはシリコン素材で熱伝導が悪く温度が上がり切らない箇所があることを指摘していたこと。同供述調書は、検察官から一件記録として裁判官に提供されていたこと。			
甲 C6	「捜査関係事項照会書に対する回答について」	写し	2018. 8. 10	経済産業省貿易 経済協力局貿易 管理部安全保障 貿易管理課長 [redacted]
	経産省からの回答書には、本件噴霧乾燥器 1 が本件省令の規制対象に「該当すると思われる」との記載があるにとどまり、経産省が本件要件ハについていかなる解釈を前提として当該結論に至ったのかは、全く示されていないこと。同回答書は、静夫氏の身体拘束に関する裁判において、検察官から一件記録として裁判官に提供されていたこと。			
甲C7	捜査報告書（ガイダンス・適用法令の解釈）	写し	2017. 12. 22	[redacted]（司法警察員 巡查部長）
	検察官が、静夫氏の身体拘束に関する裁判において、裁判官に対し、一件記録として、ガイダンス・適用法令の解釈を示す捜査報告書（ガイダンス・適用法令の解釈）を提供していたこと。			
甲C8	分析結果報告書（安全保障貿易管理関連貨物・技術リスト及び関係法令集）	写し	2017. 12. 26	[redacted]（司法警察 巡查）
	検察官が、静夫氏の身体拘束に関する裁判において、裁判官に対し、一件記録として、関係法令を示す分析結果報告書（安全保障貿易管理関連貨物・技術リスト及び関係法令集）を提供していたこと。			
甲C9	捜査報告書（殺菌の解釈）	写し	2018. 1. 5	[redacted]（司法警察員 巡查部長）
	捜査機関は、細菌等に関する有識者の聴取結果を踏まえ、「殺菌」とは機器装置内に存在する特定又は不特定多数の病原菌等の有害な菌を全て死滅させることをいうとする解釈（捜査機関解釈）を採用していたこと。同捜査報告書は、静夫氏の身体拘束に関する裁判において、検察官から一件記録として裁判官に提供されていたこと。			
甲C10	平成30年3月20日付け複写報告書（安全保障貿易管理関連貨物・技術リスト	写し	2018. 3. 20	[redacted]（司法警察員 巡查部長）

	関係法令集〔改正第22版〕)			
	検察官が静夫氏の身体拘束に関する裁判において、裁判官に対し、一件記録として、関係法令を示す複写報告書（安全保障貿易管理関連貨物・技術リスト関係法令集〔改正第22版〕）を提供していたこと。			
甲C11	出力印字結果報告書（本社第424号 メール）	写し	2018. 12. 17	■■■■■（司法警察員巡査部長）
	静夫氏が本件各噴霧乾燥器の性能について熟知していることは、本件改正の際の経産省との交渉経過に関する資料によって証拠化されていたこと。同報告書は、静夫氏の身体拘束に関する裁判において、検察官から一件記録として裁判官に提供されていたこと。			
甲C12	相嶋静夫の警察官供述調書	写し	2019. 1. 25	■■■■■（司法警察員警部補）
	静夫氏は、同月25日、公安部の取調べにおいて、AG参加国が「乾熱滅菌」を包含すべきであると主張したにすぎないにもかかわらず、本件要件ハに「殺菌」という表現を用いたことにより、特定の菌を1%でも殺せれば足りるとする幅広い解釈を許容する表現になったことを問題視する供述をしていたこと。同供述調書は、静夫氏の身体拘束に関する裁判において、検察官から一件記録として裁判官に提供されていたこと。			
甲C13	島田順司の警察官供述調書	写し	2019. 2. 15	■■■■■（司法警察員警部補）
	検察官が、静夫氏の身体拘束に関する裁判において、裁判官に対し、一件記録として、本件改正の経緯を示す島田氏の警察官供述調書を提供していたこと及びその内容。			
甲C14	島田順司の警察官供述調書	写し	2019. 2. 22	■■■■■（司法警察員警部補）
	検察官が、静夫氏の身体拘束に関する裁判において、裁判官に対し、一件記録として、本件改正の経緯を示す島田氏の警察官供述調書を提供していたこと及びその内容。			
甲C15	島田順司の警察官供述調書	写し	2019. 4. 19	■■■■■（司法警察員警部補）
	検察官が静夫の身体拘束に関する裁判において、裁判官に対し、一件			

	記録として、本件改正の経緯を示す島田氏の警察官供述調書を提供していたこと。			
甲C16	大川原正明の警察官供述調書	写し	2019. 10. 28	■■■■■（司法警察員警部補）
	検察官が静夫氏の身体拘束に関する裁判において、裁判官に対し、一件記録として、本件改正の経緯を示す大川原氏の警察官供述調書を提供していたこと。			
甲C17	大川原正明の警察官供述調書	写し	2019. 11. 19	■■■■■（司法警察員警部補）
	検察官が静夫氏の身体拘束に関する裁判において、裁判官に対し、一件記録として、本件改正の経緯を示す大川原氏の警察官供述調書を提供していたこと。			
甲C18	■■■■■の警察官供述調書	写し	2018. 7. 31	■■■■■（司法警察員巡査部長）
	検察官が静夫氏の身体拘束に関する裁判において、裁判官に対し、一件記録として、殺菌の死滅条件を示す■■■■■氏の警察官供述調書を提供していたこと。			
甲C19	■■■■■の警察官供述調書	写し	2018. 9. 13	■■■■■（司法警察員警部補）
	検察官が静夫氏の身体拘束に関する裁判において、裁判官に対し、一件記録として、殺菌の死滅条件を示す■■■■■氏の警察官供述調書を提供していたこと。			
甲C20	温度測定結果報告書（RL-5内部における最低温を示す箇所）	写し	2018. 4. 10	■■■■■（司法警察員警部補）
	検察官が、静夫氏の身体拘束に関する裁判において、裁判官に対し、一件記録として、捜査機関が噴霧乾燥器の最低温箇所を示すと考えた箇所について記載した報告書を提供していたこと。			
甲C21	平成30年7月23日付け温度計測結果報告書（RL-5バグフィルタ下部）	写し	2018. 7. 23	■■■■■（司法警察員警部補）

	検察官が、静夫氏の身体拘束に関する裁判において、裁判官に対し、一件記録として、捜査機関が噴霧乾燥器内部の温度について記載した報告書を提供していたこと。			
甲C22	令和元年5月15日付け温度測定結果報告書（ハイドロック株式会社 L-8i）	写し	2019. 5. 15	■■■■■（司法警察員巡査部長）
	検察官が、静夫氏の身体拘束に関する裁判において、裁判官に対し、一件記録として、噴霧乾燥器内部の温度について記載した報告書を提供していたこと。			

【甲D 損害】

号証	標目（原本・写しの別）		作成年月日	作成者
	立証趣旨			
甲D1	報告書(6)（医療記録）	写し	2026. 4. 6	弁護士南里俊毅
	静夫氏が2020年7月10日の血液検査でヘモグロビン値10. 9g/dLを示し、同年9月25日に消化管出血が疑われる症状を発症して輸血処置を受け、同年10月1日に胃内視鏡検査で幽門部横に潰瘍が発見され、同月7日に胃悪性腫瘍の告知を受け、同月16日に順天堂医院で進行胃がんと診断され、2021年2月7日に■■■■■■■■■■病院で死亡したこと。			
甲D2 の1	戸籍	写し	2026. 3. 23	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■
	原告ら（相嶋■■■■■■■■■■、相嶋■■■■■■■■■■、相嶋■■■■■■■■■■）が亡相嶋静夫の相続人であること。			
甲D2 の2	戸籍	写し	2026. 4. 3	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■
	同上			
甲D2 の3	戸籍	写し	2026. 4. 3	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■
	同上			
甲D2 の4	戸籍	写し	2026. 3. 31	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■
	同上			
甲D2 の5	戸籍	写し	2026. 3. 31	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■
	同上			
甲D2 の6	戸籍	写し	2026. 3. 31	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■
	同上			
甲D2	戸籍	写し	2026. 3. 31	■■■■■■■■■■

の7				■■■■ ■■■■
	同上			
甲D3	ご通知	写し	2026. 1. 30	弁護士 高野 隆ほか（原告ら 訴訟代理人）
	原告らが2026年1月30日付けで国に対し、損害賠償金の支払を催告したこと。			
甲D4	報告書(7)（前件訴訟の経過）	写し	2026. 4. 6	弁護士南里俊毅
	前件国家賠償請求訴訟（令和3年（ワ）第23302号）が2021年9月8日に提起され、東京地裁が2023年12月27日に判決を言い渡し、東京高裁が2025年5月28日に控訴審判決を言い渡したこと、判決の内容等。			
甲D5	臨床における貧血・定義と分類：ヘモグロビンは加齢とともに変化するか？	写し	2015. 10	M. Domenica Cappellini, Irene Motta
	WHOの定める貧血の定義として、ヘモグロビン（Hb）値が女性で12. 0g/dL未満、男性で13. 0g/dL未満であること。			
甲D6	勾留中日誌	写し	2020. 7以降	相嶋静夫
	相嶋静夫が東京拘置所における勾留中に記録した日誌の内容等。			
甲D7	報告書(8)（願箋）	写し	2026. 4. 6	弁護士南里俊毅
	静夫氏が2020年10月7日及び同月22日に東京拘置所医務部長宛てに、胃の悪性腫瘍について治療を希望すること及び専門医への受診を求めること、拘置所内での精密検査及び治療開始を求めることなどを記載した願箋を提出したこと。			
甲D8	報告書(9)（東京拘置所所長宛ての申入書）	写し	2026. 4. 6	弁護士南里俊毅
	静夫氏の弁護人が東京拘置所所長に対して、5回にわたり、精密検査や外部専門医療機関への搬送、治療を求めていること。			
甲D9	新聞報道	写し	2020. 3. 11	

	逮捕直後、逮捕の事実について、静夫氏の実名とともに複数の報道機関により報道されたこと。			
甲D10	新聞報道	写し	2020	
	再逮捕及び起訴についても、静夫氏の実名とともに複数の報道機関により報道されたこと。			
甲D11	GoogleMaps (■■■■駅から小菅駅)	写し	2026	Google及び原告代理人
	■■■■駅から小菅駅までの在来線での片道運賃が合計2980円であること等。			

【甲 E その他】

号証	標目（原本・写しの別）	作成年月日		作成者
	立証趣旨			
甲E1	噴霧乾燥器の輸出に係る外国為替及び外国貿易法違反等事件における捜査・公判上の問題点等について	写し	2025. 8. 7	最高検察庁
	最高検察庁が本件各事件に関する捜査機関の問題点・反省点の内容を検証したこと及びその内容。			
甲E2	報告書(10)（本件に関する報道の内容）	写し	2026. 4. 6	弁護士城使洸司
	身体拘束期間中に静夫氏が無念のうちに病死したことについて社会において広く問題提起がなされていること。			
甲E3	安全保障貿易に関する無許可輸出等の審査	写し		経産省
	無許可輸出に対する経済産業大臣の審査は、再発を防ぐための取り組みを行うよう指導するためのものであること。			
甲E4	外為法違反事例について（安全保障貿易関係）	写し	2020. 10～ 2025. 12	経済産業省貿易 経済協力局安全 保障貿易検査官 室
	経済産業省が公表している2019年度から2024年度までの外為法違反事例のうち、行政制裁がなされたものは、2023年度の「5％」に限られ、いずれの年度でも、該非判定を理由に逮捕や刑事処分に至ったものは見当たらないこと。			
甲E5	河村弁護士から趙弁護士へのメール	写し	2021. 2. 4	弁護士河村尚
	2021年2月4日、弁護人は、同裁判所裁判官の道垣内正大から、勾留執行停止がされているため権利保釈することができず、かつ、勾留執行停止の満期までまだ4か月程度あることから、現時点では職権保釈もできないため、保釈を取り下げしてほしい、取り下げない場合には却下となる旨の連絡を受けたこと。			
甲E6	「逮捕の必要性」（別冊判	写し	2012. 8. 25	元東京地方裁判

	例タイムズNo. 34)			所判事補 小松京子
	犯行発覚から相当期間が経過し、その間に逃亡及び罪証隠滅が行われていない場合、逮捕の必要性が否定されること。			
甲E7	第二回国会衆議院司法委員 会議録第37号	写し	1948. 6. 21	衆議院事務局
	「罪証を隠滅すると疑うに足る相当な理由」とは、単なる抽象的なおそれでは足りず、具体的な資料によって裏付けられた高度の可能性のあることを要すると刑訴法制定の際の国会審議で政府委員が説明していること。			
甲E8	第二回国会衆議院司法委員 会議録第40号	写し	1948. 10. 18	衆議院事務局
	「罪証を隠滅すると疑うに足る相当な理由」とは、単なる抽象的なおそれでは足りず、具体的な資料によって裏付けられた高度の可能性のあることを要すると刑訴法制定の際の国会審議で政府委員が説明していること。			